



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

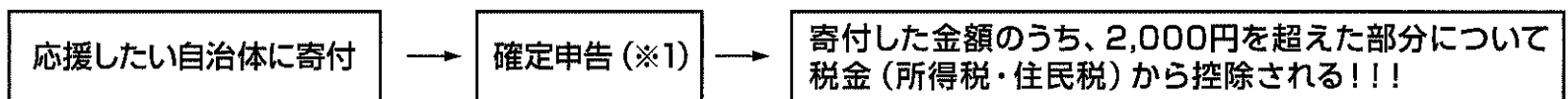
〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

発行人 会長 梅原 祐治

ふるさと納税制度ってどんな仕組み？

確定申告や記帳確認の際にもやっぱり質問の多いふるさと納税。過去にも『青色だより』に掲載しておりますが、改めて整理して掲載いたします。

<1>そもそもふるさと納税とは…？



「ふるさと納税」という名前ですが、自分の本当のふるさとに限らず、応援したい自治体(市区町村など)を自分で選んで寄付を行います。また、寄付金を使って何を支援したいか(子どもたちの教育、防災、医療・福祉など自治体が指定する選択肢)を自分で選択することができます。寄付をすると、寄付先の自治体より寄付金受領証明書が届き、それをもとに確定申告を行うことで、所得税・住民税から控除や還付を受けることができます。

ふるさと納税の大きな魅力は、寄付金控除に加えて、寄付先の自治体からいろいろな特産物などが返礼品として受け取れるところではないでしょうか。一つの地域だけでなく、複数の地域に寄付をすることも可能ですので、時期を選んで旬のものを貰う、なんていうのもいいのかもしれないね。「ふるさと納税」で検索すると、いくつかのふるさと納税サイトが出てきます。返礼品の取り扱いなどはサイトによって異なりますので、見比べて興味のあるものを探してみてください。

<2>ふるさと納税で受けられる控除の内容、寄付の上限とは？

上記<1>に記載の通り、ふるさと納税をすると寄付した金額のうち、2,000円を超えた部分が所得税・住民税から控除されます。

①所得税からの控除： $(\text{ふるさと納税の金額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率}(0\% \sim 45\%)$ ※2
確定申告をした際に所得税から控除になる。ただし、総所得金額等の40%が上限。

②住民税からの控除：(ア) + (イ)
(ア) 個人住民税(基本分)： $(\text{ふるさと納税の金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$
(イ) 個人住民税(特例分)： $(\text{ふるさと納税の金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税率}(0\% \sim 45\%))$
確定申告をした翌年度分の住民税から控除になる(市町村にもよりますが、6月頃に通知が来る分より控除されます)。ただし、総所得金額等の30%が上限、かつ住民税所得割額(おおむね下の申告書【ココ!】の金額 $\times 10\%$)の20%までが上限。

寄付した金額のうち2,000円を超えた部分がすべて控除の対象になるわけではなく、一定の上限があるので、実質の自己負担額が2,000円より多くなる場合もあります。どれくらいの寄付金額であれば、実質2,000円の負担で効率的に寄付ができるのか?というところが一番気になる部分かと思えます。ふるさと納税サイトでも寄付金額のシミュレーションが可能になっていますが、多くがサラリーマン(給与所得者)目線で掲載されています。会員の皆さまは事業所得の方がほとんどですので、確定申告書から見る寄付の目安は以下の表からご確認ください。(会員の皆さまがお持ちの最新の申告書は、令和2年分のもになります。令和3年中に寄付した分は、令和3年分の申告の際に控除となります。令和3年の所得を予想したうえで、参考としてご覧ください。)

なお、より詳しい金額の計算は総務省ホームページ等でご確認ください。

令和3年2月16日 令和02年分の所得額及び課税所得額の確定申告書B

住所 福岡市博多区祇園町1-40

氏名 青色 太郎

収入金額等	12750000
給与所得	12750000
雑所得	0
控除	25000
課税所得金額	12725000
所得税	568750
住民税	1560000
合計	2128750

ココ!

【この表の見方】
課税所得金額が100万円の方は、25,000円以下の寄付であれば自己負担額は最小の2,000円となるが、これ以上の寄付をすると自己負担額が増加していくというあくまでも目安です。

課税所得金額 (ココ!の金額)	寄付金額 の目安	課税所得金額 (ココ!の金額)	寄付金額 の目安
100万円	25,000円	600万円	172,000円
150万円	37,000円	700万円	210,000円
200万円	52,000円	800万円	240,000円
300万円	77,000円	900万円	310,000円
400万円	116,000円	1,000万円	350,000円
500万円	144,000円	1,500万円	520,000円

※住宅借入金等特別控除やその他の税額控除がある場合には必ずしも上記の計算通りにはなりません。ふるさとに貢献できて高級なお肉や果物がもらえるかも知れないふるさと納税制度、この機会にみなさんも検討してみませんか?

※1 寄付先が5自治体以内だった場合、確定申告の代わりに各自治体に申請書を提出する「ワンストップ特例」という制度もありますが、会員の皆さま(事業者)は確定申告を行う前提ですので、ワンストップ特例については割愛しております。

※2 所得税率は、平成25年～令和19年までの間は復興特別所得税(2.1%)が加算されます。

自動車税の納付期限は5月31日(月)です!

- 4月1日現在で自動車をお持ちの方に課税されます。5月上旬に納税通知書が送付されますので、**納税通知書に記載されている納付場所で**、必ず5月31日までに納めましょう。
- 納税は金融機関・コンビニのほか、インターネットを利用したクレジットカード払いや、アプリを使用したPayPayなどのスマホ決済でも可能となっています。ただし、自動車税種別割納税証明書や領収書が発行されませんのでご注意ください。
- 住所変更などで納税通知が届かないときは、最寄りの県税事務所にお尋ねください。
- 自動車を買替えられた方で、下取り等に出した車の納税通知書が送られてきた場合は、抹消あるいは移転の登録手続きが済んでないと思われま。手続きを依頼された販売会社等にご確認ください。

会員の異動状況

平成17年12月の事務局開設から今年で16年となりました。昨年度も会員の皆さまからのご紹介や、会計講習会からの入会勧奨等の会活動により32名の純増、会員数は令和3年3月末現在で542名となりました。

コロナ禍の中で一時はどうなることかと思いましたが、会員数を減らすことなく、社団法人として第3期目を終えることができました。在籍し続けてくださった会員の皆さまも、ご友人などを紹介いただいた会員の皆さまも、誠にありがとうございました。

今後とも皆さまからの変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

会費の口座振替手続きについて

まだ会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまには、口座振替依頼書を同封しております。

5月17日(月)が締切日ですので、それまでに郵送又はご持参くださいますようお願いいたします。

6月28日(月)が口座振替日です。来月の会報と一緒に明細書をお送りいたします。

※ 以前ご提出いただきました「口座振替依頼書」が、『印鑑相違』等の理由で金融機関より返却されました方にも再度、同封いたしました。ご面倒をおかけしますが、もう一度ご提出をよろしくお願いいたします。

法律相談日

弁護士の橋先生による無料相談

5月14日(金) 15時~17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は上記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

税務相談日

税理士による無料相談

ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

5月10日(月)・20日(木)・6月7日(月)

10時~12時 / 13時~16時

※ 所得税・消費税・相続税・贈与税 等々
ご希望の方はご予約をお願いいたします!

行事予定	行事予定日	行事内容
	5月3日(月)~5月5日(水)	ゴールデンウィークのため、事務所は閉めております
	5月6日(木)	クールビズ開始(10月末終了予定)
	5月12日(水)	福岡県連理事会・事務局担当者会議
	5月10日(月)・20日(木)	税務相談日
	5月14日(金)	法律相談日
	5月24日(月)	消費税 納税口座振替日
	5月25日(火)	第3回定時総会
	5月25日(火)	全青色共済・傷害特約 保険料口座振替日
	5月28日(金)	全青色傷害・疾病入院補償 保険料口座振替日
5月31日(月)	所得税 納税口座振替日(延納分も一括して振替えられます)	

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aioiro-f.com HP: http://aioiro-f.com/

Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176

当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

4月より男性職員が増えました。まだまだ不慣れなことも多く、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、温かくご指導のほど、よろしくお願いたします。

先月号を見て、「一時支援金を知らなかった!」という問い合わせを結構いただきました。今後とも『青色だより』を通してお役立てできることがあれば嬉しい限りです!